

☎ お問い合わせ先

一般的なお問合せ・ご案内一式の郵送希望

住宅金融支援機構お客さまコールセンター 住宅債券専用ダイヤル

0120-0860-23 (通話無料)

- 営業時間 9:00～17:00 (土日、祝日、年末年始は休業)
- 国際電話等でご利用いただけない場合は、次の番号におかけください (通話料金がかかります。)
電話：048-615-2323
- 月曜日や祝日明けはお電話が混み合い、つながりにくい場合がありますのでご了承ください。

ご案内一式はインターネットでもご請求いただけます (1回あたり30部まで)。



ご案内別添チラシはこちらでご覧いただけます。



制度内容を詳しく説明した動画はこちら



応募書類送付先・応募いただいた書類や申込内容についての変更やお問合せ

住宅金融支援機構住宅債券事務センター

03-5800-9479 (通話料金がかかります。)

- 営業時間 9:00～17:00 (土日、祝日、年末年始は休業)
- 住所 〒112-8570 東京都文京区後楽1丁目4番10号 住宅金融支援機構住宅債券事務センター



ご注意

- 応募受付期間終了後の応募には一切応じられません。
- 書類の到着確認に関するお問合せには応じかねます。 期限には余裕をもってご送付ください。

プライバシーポリシー (個人情報保護方針)

機構は、高度情報通信社会における個人情報の保護及び適切な管理の重要性を深く認識し、保有する個人情報を適切に取り扱うこととし、個人情報の保護に関する法令その他の諸規範を遵守するとともに、プライバシーポリシーに従い、個人の権利利益の保護のために誠実かつ積極的に取り組みます。

機構のプライバシーポリシーについて、詳しくは機構ホームページをご覧ください。



法人番号提供に関するお願い

2016年1月の「マイナンバー制度 (社会保障・税番号制度)」の開始に伴い、マンションすまい・る債を購入するマンション管理組合が法人番号の通知を受けている場合、所得税法等に基づく機構あての告知事項に法人番号が追加されました。告知に際しては、法人番号確認書類 (法人番号指定通知書のコピー又は「国税庁法人番号公表サイト」検索結果 (6か月以内に印刷したもの)) を添付していただく必要があります。詳しくは積立用書類 (3章参照) でご案内いたしますので、ご理解の上、ご協力いただきますようお願いします。

なお、法人番号の通知を受けていないマンション管理組合については、法人番号を告知する必要はありません。また、マンションすまい・る債を保有している間に法人番号の通知を受けた場合は、速やかに機構に法人番号をご提供いただくこととなります。

※「マイナンバー制度 (社会保障・税番号制度)」については、デジタル庁ホームページを、「法人番号」については、国税庁ホームページをご覧ください。



住まいのしあわせを、とものつくる。

住宅金融支援機構